

○防災科学技術研究所特定契約専門員給与規程

(平成30年3月27日 30規程第18号)

改正 令和元年9月26日 元規程第40号 令和4年12月22日 4規程第46号
令和5年2月22日 5規程第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員就業規則(18規程第2号。以下「有期雇用職員等就業規則」という。)第24条の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する有期雇用職員等就業規則第5条第1項第8号に規定する特定契約専門員(以下「特定契約専門員」という。)の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 特定契約専門員の給与については、この規程その他諸規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによるものとする。

(給与体系)

第3条 特定契約専門員の給与は、基本給、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

2 基本給は、年額とする。

(重複給与の禁止)

第4条 特定契約専門員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

(給与の支給日)

第5条 給与(通勤手当及び時間外勤務手当を除く。以下この条において同じ。)は、毎月17日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、職員(防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)に準ずる。)にその月の月額的全額を支給する。ただし、月の初日以外の日に採用された者で、採用された日が、当該月の支給日以降の場合は、当該月の給与は翌月の支給日に支給するものとする。

2 時間外勤務手当は、支給日に、その前月の月額的全額を支給する。

(支給方法)

第6条 特定契約専門員の給与は、次条の定めるところにより特定契約専門員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、当該特定契約専門員の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

第7条 次に掲げるものは、給与の支払いの際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

所得税、地方税、その他の法令で定めるもの

(2) 労基法第 24 条第 1 項ただし書に基づく労使協定によるもの

(死亡による給与の受取人の指定)

第 8 条 特定契約専門員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 42 条から第 45 条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第 9 条 特定契約専門員が、特定契約専門員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であつても、請求日までの勤務実績に基づき遅滞なく支給する。

(給与の減額)

第 10 条 特定契約専門員が所定勤務時間の一部を勤務しないときは、年次休暇による場合、年次休暇以外の有給の休暇による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、勤務しなかつた期間に相当する給与を減額して支給する。

2 特定契約専門員が前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかつた日数及び時間数は、その給与期間によつて計算するものとし、その時間数に 1 時間未満の端数がある場合、端数は切り捨てる。

3 前項の規定による所定勤務時間の一部を勤務しなかつた場合に減額する給与は、次条及び第 12 条により算出する。

4 前項により算出される額が基本給月額より大である場合には基本給月額を超えて減額しない。

5 特定契約専門員が、前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の月額を減額する。

イ 基本給

(勤務 1 日当たりの給与額)

第 11 条 特定契約専門員の勤務 1 日当たりの給与額は、基本給を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 12 条 特定契約専門員の勤務 1 時間当たりの給与額は、前条第 1 項の規定により計算された額を 7.75 で除して得た額とする。

- 2 前項により算定した金額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

第 13 条 削除

第 2 章 給与

第 1 節 基本給

(基本給)

第 14 条 特定契約専門員の基本給表は、次に定めるとおりとする。

号俸	基本給(年額)
1	3,328,800 円
2	4,141,200 円
3	4,724,400 円
4	5,265,600 円
5	5,946,000 円
6	6,621,600 円
7	7,375,200 円
8	7,952,400 円

- 2 特定契約専門員の基本給には、職員給与規程第 24 条に定める地域手当、第 34 条に定める期末手当、第 35 条に定める勤勉手当及び退職手当に相当する額を含む。

(号俸の決定等)

第 15 条 特定契約専門員の基本給の号俸は、職員給与規程を準用し、その者の学歴、経験、職務、責任の度合い及び研究所に勤務する他の特定契約専門員との均衡を考慮して、前条第 1 項に定める基準に従い決定する。

- 2 理事長が特定契約専門員の学歴、経験、職務、責任の度合い等を勘案して特に必要と認める場合は、前条及び前項の規定にかかわらず基本給の決定ができる。
- 3 前条に規定する基本給は、雇用予定期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのものとする。

(基本給月額)

第 16 条 基本給月額は、前条で決定した基本給を 12 で分割した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第 17 条 特定契約専門員が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給月額は、前条の規定による基本給月額とし、特定契約専門員が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、その者の基本給とする。

採用月日	割合
5 月 1 日	11
6 月 1 日	10
7 月 1 日	9

8月1日	8
9月1日	7
10月1日	6
11月1日	5
12月1日	4
1月1日	3
2月1日	2
3月1日	1

- 2 特定契約専門員が年度途中における月の初日以外の日に採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第11条の規定により算出した勤務1日当たりの給与額に採用された日以後当該月において勤務を要する日に乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合を乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第18条 特定契約専門員が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額の全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

(1) 月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額

(2) 月の末日以外に離職する場合は、第11条に規定する勤務1日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(防災科学技術研究所所有期雇用職員及び無期労働契約転換職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第10条に規定する休日を除く。)を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第5条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

第2節 手当

(業績手当)

第18条の2 業績手当は、特定契約専門の定年制職員への採用基準について(30理事長達第10号)第3条の更新審査における5段階の評点「A特に優秀な業績を上げた」若しくは「B優秀な業績を上げた」に該当する職員の中から理事長が極めて優秀な業績を上げたと判断した者に対して支給する。

- 2 業績手当の支給額は200,000円の範囲内としその支給額は理事長が別に定める額とし、次項で定める財源の範囲内において支給する。

- 3 業績手当の財源は、6月1日に在職する契約専門員等の基本給(防災科学技術研究所契約専門員給与規程第19条第1項により昇給させた場合は第19条第2項から第7項の規定により算出された基本給とする。)の総額に1000分の3.7を乗じて得た額を財源とする。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、職員給与規程第27条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する特定契約専門員支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

第20条 削除

(時間外勤務手当)

第21条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた特定契約専門員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務

100分の125

- (2) 法定休日における勤務

100分の135

- 2 前項第1号に該当する時間が1箇月について60時間を超えた特定契約専門員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

(端数計算)

第22条 第21条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第23条 有期雇用職員等就業規則第37条に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給与については、支給しない。

(育児休業をする特定契約専門員の給与等)

第24条 防災科学技術研究所有期雇用職員育児・介護休業等規程による育児休業をしている期間中の特定契約専門員の給与については、別に定める。

(介護休業期間中の特定契約専門員の給与等)

第 25 条 防災科学技術研究所所有期雇用職員育児・介護休業等規程による介護休業期間中の特定契約専門員の給与については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 26 日 元規程第 40 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 22 日 4 規程第 46 号)

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 令和 5 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において特定契約専門員として在職し、引き続き同一の基本給表の適用を受ける者の切替日における号俸は、切替日の前日における号俸と同じ号俸とする。

附 則(令和 5 年 2 月 22 日 5 規程第 19 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。